

行為内容：	建築物・工作物 / 開発行為	項目：	4. その他
-------	-------------------	-----	--------

ガイドライン	(1)- 広告物の形態 や色彩などへ の配慮	<p>【地域の景観特性と調和する屋外広告物とする】</p> <p>屋外広告物は、周囲から浮いて見える奇抜なデザインや派手な色彩の使用を避け、その機能を維持しつつ、周辺の景観特性に配慮した落ち着いたデザインとする。</p> <p>【ポイント】</p> <p>周辺の景観特性と調和したデザイン、色彩とする。 周辺環境との調和に配慮し、すっきりと際立たせるような表現や色彩とする。 できる限り使用する色数を少なくし、基調となる表示面には高彩度の色彩の使用を避ける。 C I（コーポレート・アイデンティティ）カラーを用いる場合は、地域の景観特性との調和に配慮した使用方法を工夫する。 中心市街地や商業地では、まちなみと調和したデザインを工夫するとともに、「にぎわい」などの演出にも配慮する。 自然や歴史・文化が景観特性となる場所では、高彩度、高明度の色彩の使用を避けるとともに、自然素材の使用などの工夫を行う。</p>
--------	---------------------------------	--

配慮事例等

見やすく洗練されたデザインの広告物（群馬県）	店舗のファサードデザインのアクセントとなっている広告物（東京都）	自然素材を使用した広告物（兵庫県）	茶系の低彩度、低明度色を使用し、周囲の自然景観と調和した広告物（栃木県）
			

自然が景観特性となる場所での広告物の掲出イメージ


→


派手な色彩の使用や形状が統一されずに雑然と掲出された広告物のイメージ

色数を抑え、形状を統一することで、周辺の自然景観に調和した広告物のイメージ

多色使いや板面の高彩度色の使用を避けた広告物のイメージ

STORE

STORE

↓

STORE

STORE

色を反転し、板面の色を外壁色に調和させたイメージ

色数の使用を抑えたイメージ



行為内容：

建築物・工作物
/ 開発行為

項目：

4. その他

ガイド
ライン(1)-
広告物の掲出
方法への配慮

【建植広告物を集約し、まちなみや歩行者への配慮を行う】

屋外広告物が一定の場所に集中して数多く掲出されると、雑然とした印象を与えるとともに、広告物としての機能低下を招くことも考えられます。

このため、できる限り集約して見やすくするとともに、周囲の景観や歩行者への圧迫感を軽減するよう配慮します。

《ポイント》

雑然とした印象とならないよう、複数の広告などをできる限りまとめて掲出する。

歩行者への圧迫感がないよう、位置や高さ、規模などを工夫する。

配慮事例等

複数の情報を集約し、すっきりとしたデザインとした建植広告物（東京都）



観光施設の情報を集約し、地域の景観特性に配慮しデザイン上の工夫をした建植広告物（大分県）



道路から離し、シンプルな形態及び意匠とした建植広告物（群馬県）



高さを抑え、圧迫感を軽減した沿道サービス型店舗の建植広告物（群馬県）



行為内容：	建築物・工作物 / 開発行為	項目：	4. その他
-------	-------------------	-----	--------

ガイドライン	(1) - 本体と広告物の 調和	<p>【周辺のまちなみや施設本体との調和を図る】</p> <p>施設に付帯する屋外広告物は、建物の一部と捉え、スカイラインなど周囲のまちなみとの調和や建物と一体となるデザインにより、整った美しいまちなみが創出されるよう配置や形状の工夫をします。</p> <p>【ポイント】</p> <p>壁面広告は、外壁面のデザインと一体的な配置・形状となるよう工夫する。壁面より突出する広告は、窓枠や階高とのバランスに配慮し、集約化を図るなど規則的な配置となるよう工夫する。</p> <p>屋上広告は、まちなみのスカイライン及び建物と調和した規模・形状となるよう工夫する。</p>
--------	------------------------	---

配慮事例等

規模・形状を工夫し、建物と調和する色彩の使用に努め掲出された広告物のイメージ



規模・形状の工夫や色彩の配慮をしないで掲出された広告物のイメージ

建物やまちなみとの調和に配慮して掲出された広告物のイメージ

集約化して掲出された突出広告物のイメージ



個々の階に掲出された突出広告物

集約した掲出された突出広告物

建物のデザインや色彩との調和に配慮し、切り文字を採用した壁面広告物（富山県）



スカイラインに配慮し、高さを抑えて掲出した屋上広告物のイメージ



周囲から突出した高さの屋上広告物

周囲のスカイラインとあわせた屋上広告物

建物の形状、隣接する建物との高さの調和に配慮した屋上広告物（群馬県）





行為内容：	建築物・工作物 / 開発行為
-------	-------------------

項目：	4. その他
-----	--------

ガイドライン	(2)- 照明への配慮	<p>【過度な照明とならないよう周辺環境に配慮する】</p> <p>過度に明るい光や、必要以上の範囲まで照らす照明、動きや点滅を伴う照明（ネオン、映像使用など）は、歩行者や生活者などが不快と感ずることがあるため、照明の光量や向きなどについて、周辺環境に十分配慮し、地域の景観特性に配慮した夜景景観を演出する照明方法を工夫します。</p> <p>【ポイント】</p> <p>歩行者や生活者がまぶしさを感じないよう照明方法を工夫する。 光が拡散しないよう下向きを基本とし、必要な対象のみを照らすよう工夫する。 過剰な照明を避け、ライトアップや光のデコレーションにより、効果的な夜景景観の演出を工夫する。</p>
--------	----------------	---

配慮事例等

過剰な照明とならないよう照明の設置高さや向きを工夫したイメージ

眩しさを軽減するため、光源を隠した照明のイメージ

照明方法や場所による夜間景観の演出イメージ

店舗のショーウィンドウによるあかり 外照式のあかり 外構との組み合わせ・フットライトによるあかり

光量や照明場所を工夫し、ショーウィンドウの照明などとのバランスにより夜間景観を演出（東京都）